

令和7年4月から 第2子以降の保育料が 無償になります！

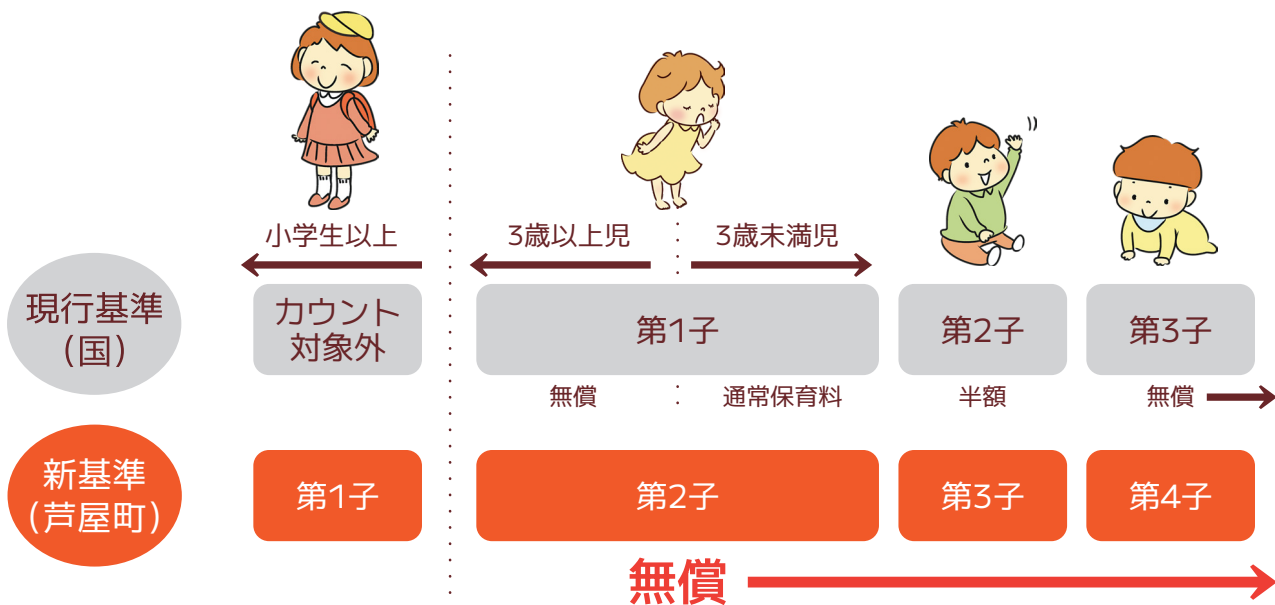
※こどもと保護者が芦屋町に住んでいる場合が対象となります。(原則、芦屋町に住民票があること)

芦屋町では、多子世帯の子育てを支援するため、
令和7年4月から第2子以降の保育料を無償化します。

無償化の概要

これまで、保育料の多子軽減として、保育所などにこどもが2人以上入所している場合、国の基準に基づき、第2子は半額、第3子以降は無償としていました。今回、**町独自の取り組みとして、保育所などの同時利用やこどもの年齢にかかわらず、生計を同一にしているこどものうち、最年長者を第1子、その下の子を第2子とカウントし、第2子以降の保育料が無償となります。**

〈 きょうだい児のカウントの仕方と無償化対象のイメージ 〉



この事業の財源には、ボートレース事業の収益金を活用します。